常任委員会資料
市立病院経営統括部

議案第 99 号
議案名：損害賠償の額の決定について
資料１　事件の概要及び損害賠償額の内訳

１　事件の概要

2005 年 2 月 18 日	当院外科にて左乳癌に対する左乳房部分切除術を施行。 以降、2010 年 8 月 24 日まで外来通院し、乳癌の再発は無し。
2016 年 2 月 29 日	創部腫瘍主訴にて外来受診。創部腫瘍疑いにて処置。
2016 年 3 月 24 日	生検（※1）時に遺残ガーゼを発見。ガーゼ遺残事故と診断。
2016 年 3 月 30 日	遺残ガーゼ除去手術実施。（手術１回目）
2016 年 7 月 14 日	手術創部の治癒遅延に対して当院形成外科にて左胸部皮膚潰瘍に全層植皮術（※2）を施行。（手術２回目）
2016 年 11 月 7 日	高度の乳房の変形に対して当院形成外科にて乳房再建術を施行。（手術３回目）
2017 年 3 月 28 日	腹部の瘢痕（※3）、縫縮（※4）に対して当院形成外科にて下腹部瘢痕修正術を施行。（手術４回目）
2017 年 5 月 16 日	腹壁瘢痕ヘルニア(※5)発症の診断。
2017 年 9 月 21 日	腹部の瘢痕、左胸部の瘢痕、腹壁瘢痕ヘルニアに対して当院形成外科にて腹壁瘢痕ヘルニア手術及び瘢痕切除術を施行（手術５回目） 以後、形成外科、外科を外来受診。
2019 年 1 月 21 日	腹壁瘢痕ヘルニアの後遺障害診断。（症状固定）

２　事象の原因

左乳癌に対する左乳房部分切除術中にガーゼ遺残があり、１１年１ヶ月間体内に残置された。この異物除去によりできた創部の修復に伴い腹壁瘢痕ヘルニアを発症し、相手方に障害が残存した。

３　損害賠償額について

12,625,174 円

【語句の説明】

※１　生検:「生体検査」の略語。病気の診断のために組織片を切り取って顕微鏡等で調べる検査。

※２　全層植皮術：表皮と真皮の全てを移植する方法。

※３　瘢痕：傷などが治った後に皮膚面に残るあと。

※４　縫縮：縫い縮めること。

※５　腹壁瘢痕ヘルニア：開腹手術や外傷後の傷跡（瘢痕）が大きく膨らむ状態のこと。腹部の筋膜の癒合が悪くなり隙間が生じ、その隙間から内臓脂肪や腸管が出入りする状態。

【損害額】

（1）治療費	1,322,738 円
宝塚市立病院　入通院治療費	
（2）入院雑費（入院時に必要な日用雑貨費、通信費等）	74,800 円
日額 1,100 円×68 日	
（3）入通院慰謝料	1,500,000 円
治療期間に対する慰謝料（精神的苦痛に対する賠償金）	
平成 28 年（2016 年）2 月 29 日～平成 31 年（2019 年）1 月 21 日	
入院日数：延 68 日間	
通院回数：101 回	
（4）休業損害（入院等による収入減少分）	701,804 円
就労場所①（福祉施設）　@3,107×88 日　273,416 円	
就労場所②（飲食店）　@3,693×116 日　428,388 円	
（5）後遺障害慰謝料	3,700,000 円
後遺障害に対する慰謝料（精神的苦痛に関する賠償金）	
（6）後遺障害逸失利益（後遺障害による労働能力減少分）	5,325,832 円
基礎収入（1,716,817 円）	
就労場所①（福祉施設）　@3,107×215 日　668,005 円	
就労場所②（飲食店）　@3,693×284 日　1,048,812 円	
労働能力喪失率　35%（後遺障害 9 級）	
労働能力喪失期間　12 年間	
ライプニッツ係数（※1）　8.8633	
1,716,817 円×35%×8.8633＝5,325,832 円	
合　計	12,625,174 円

※1　ライプニッツ係数：逸失利益は利益が得られたであろう本来の時期以前にその全額が支払われるため、その後その時期までに支払われた額に対する利息が付くことになる。その結果、その期間の利息を控除しないと、被害者はその間の利息分の利益を別途得ることになる。この将来利息（中間利息）による増額分を逸失利益から控除するために使用する数値。

【参考】

後遺障害等級表における９級の後遺障害

１．両眼の視力が 0.6 以下になったもの
２．一眼の視力が 0.06 以下になったもの
３．両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの
４．両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
５．鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
６．咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの
７．両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
８．一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの
９．一耳の聴力を全く失ったもの
10. 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの
11. 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの
腹壁瘢痕ヘルニア等を残すもの
（後遺症状）常時ヘルニア内容の脱出・膨隆が認められるもの、又は立位をしたときヘルニア内容の脱出・膨隆が認められるもの
12. 一手のおや指又はおや指以外の二の手指を失ったもの
13. 一手のおや指を含み二の手指の用を廃したもの又はおや指以外の三の手指の用を廃したもの
14. 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの
15. 一足の足指の全部の用を廃したもの
16. 外貌に相当程度の醜状を残すもの
17. 生殖器に著しい障害を残すもの

（自動車損害賠償保障法施行令別表第二・労働者災害補償保険法施行規則別表第一　抜粋）